

議案第58号

長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年長久手市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数<u>(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))</u>が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援セン</p>	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

ターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。)

は、原則として次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

____をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の

は、原則として次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人

一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会_____

_____において認められた場合

(3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置するこ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の6第1号ロ(2)に規定

する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条に

おいて同じ。)において認めら

れた場合

(3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置するこ

<p>とが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>とが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <p>【別記1 参照】</p>
---	---

【別記1】

改正後

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

改正前

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げ

	る者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
--	--

(長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長久手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年長久手市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p>

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、長久手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正するものです。

(背景・目的) 省令の施行により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を各1人配置することとしているが、地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状を踏まえ三職種の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするため改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条

ア 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の規定を追加すること。(第4条関係)

イ 所要の規定の整理を行うこと。

(2) 第2条

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。